#### 調查計画

調査の名称
石油設備調査

2 調査の目的

本調査は、石油業者が有する貯油設備の実態を調査し、石油設備に関する行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第16条、第26条、第27条、第28条に基づく届出・登録のあったもの(石油備蓄義務者)のうち対象設備を有している者及び石油備蓄義務者が使用権を有する対象設備の所有権を有する企業

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1)数:約120社
- (2) 選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出) 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿を用いて選定する。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

貯油設備:所在地別・油種別の基数及び容量(原油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油、粗重油、半製品計、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、重油計、P.P・P.B、B.B、LPG計)

※ 容量の単位は、LPG (P.P·P.B、B.B) はt。それ以外はkl。

- (2) 基準となる期日又は期間:調査実施年の3月末
- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調查組織

調査票の配布:経済産業省-報告者(新規)

経済産業省-民間事業者-報告者

調査票の回収:報告者-経済産業省

- (2) 調査方法(□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(FAX))
  - 1) 郵送調査

経済産業省又は民間事業者から郵送により報告者に調査票を配布し、報告者は、調査票に所定の事項を記入した上、郵送により経済産業省に提出することにより実施する。

### 2) オンライン調査

報告者が経済産業省HPから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口(e-Gov)により報告する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。

### 3) その他

経済産業省又は民間事業者から報告者に郵送により調査票を配布し、報告者は、調査票に所定の事項を記入した上、FAXにより経済産業省に報告する方法により行う。

なお、報告者のFAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と経済産業省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者の業務委託の内容は、調査票の配布(新規の調査対象企業に対するものを除く。)、調査票提出の督促、データ入力、調査票の審査(記入不備等に対する報告者への個別照会を含む。)、統計表の作成及びチェック、調査票及び集計結果の保管とする。

#### 7 報告を求める期間

- (1)調査の周期:2年
- (2)調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間:調査実施年の4月~5月末

ただし、令和2年調査については、6月下旬~7月末とする。

## 8 集計事項

別表 集計事項一覧を参照

- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法

インターネット(e-Stat、経済産業省HP)により公表する。

(2) 公表の期日

調査実施年の9月

10 使用する統計基準

本調査は、石油備蓄義務者等(上記3(2)参照)に対象を限定した調査であり、調査 対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれ の統計基準も使用しない。

# 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係 書類	保存期間	保 存 責 任 者
記入済み調査票	1 年	資源エネルギー庁資源燃料 部政策課長
調査票の内容を記録し た電磁的記録媒体	永年	資源エネルギー庁資源燃料 部政策課長

# 別表 集計事項一覧

集計表	集計事項	
局別貯油設備	経済産業局等管轄地域別、油種別、設備別、基数、容量	